

# News Letter

2019  
July  
Vol.190

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人



## Contents

自動化の一例

Windows 10 リリースサイクルの変更

Plaza-i EC システム連携運用例

テスト自動化ツールで RPA

貨幣の世界史

短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の加入

家計簿アプリで不正を検知

Plaza-i 最新バージョン情報

仮想通貨の税務上の取扱いについて

譲渡制限付株式を活用した株式報酬制度の事例

## 発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 140-0002 東京都品川区東品川 1-2-5 リバーサイド品川港南ビル 3F TEL 03-5495-9961 | FAX 03-5495-9962

あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

## II 自動化の一例

### はじめに

働き方改革や、AI・RPA というトピックは頻繁に見受けられ、生産性、効率性の改善や向上させる話題には事欠きません。

弊社の製品 Plaza-i においては、リリース時だけでなく、日々の開発時にも自動テストを実施しておりまして、テスト環境は年々拡張・整備を続けています。

現在、言語・地域設定の異なる日本語と英語のテストは毎日同時に、そこに最新バージョンのリリース、修正バージョンのリリースが重なっても自動テストを早期に開始できるようになっています。1回のテストは十数時間掛かりますが、やはり昼夜休日問わずに休まず実行できる効果は大変大きいものです。

さて、テストにはテスト設計、テスト（ケース）作成、テスト実行の段階があり、上記の通り「テスト実行」の自動化はだいぶ進んできましたので、さらなる可能性を求めて「テスト作成」の自動化を試みることにしました。テスト作成はどう自動化すればよいでしょうか？

### まず現在の手順をおさらいした

※自動化の対象ではないので、テスト設計については省

略します。

テストケース作成は、テストケース作成担当者が解釈可能なテストケースを作成します。テスト設計を元に、Plaza-iを操作しながら、例えば、受注伝票入力メニューをクリック、受注伝票入力画面が開いたら、受注タイプ、得意先、商品、数量を入力し、保存ボタンを押す。金額が x x なら OK といったステップを、Excel に記載しています。

テストケースを作成すると、テストケースの一覧も欲しいとか、テストケースを編集したとき Excel で変更履歴を付けましようとか、1回1回は短時間でも継続的に発生する付随作業が生じることも多いです。

また、自動テストをするためには、テストツールにテストを実行させるための、テストスクリプトが必要になります。これにはテストスクリプト登録担当者が、先に作成されたテストケースを見ながら、テストツールを通して Plaza-iを操作した上で、テストスクリプトに変換し、不要なステップの削除、スクリプトの修正を経て、実行できるようになります。

### どこを自動化したいのか決めた

人手を掛けて注力したいのは、テスト設計や、テストケース作成にあたり業務フローや取引パターンをより多く網羅できるようにしたり、何の値を検査すると効果的か検討

したりするなどになるかと思えます。

したがって、前述の下線の部分は、できるだけ時間を削減したいところです。

## 自動化の仕組みを作る

本例の場合は、複数のアプリケーションやサービスを組み合わせ、以下のような仕組みを実現しました。

- ① Plaza-i を操作 → Plaza-i から操作ログを出力できるようにし、テストケースとして利用。操作ログをテストケース作成担当者とテストスクリプト登録担当者と共有すれば、テストケースの調整もしやすくなります。
- ② 変更履歴を付けましょう → 操作ログをバージョン管理システムに保存。履歴管理はバージョン管理システムに任せられますので、Excel 等を用意して入力するという必要を無くせます。
- ③ テストケースの一覧も欲しい → PowerShell スクリプトで操作ログを Markdown に変換し、静的サイトジェネレーターを使って、社内 Web サイトに自動公開することで共有。
- ④ テストスクリプトに変換 → PowerShell スクリプトで操作ログをテストスクリプトに直接変換。ステップの削除や修正もしなくて済むよう、工夫しました。これにより、重複していた Plaza-i の操作を減らせます。

## まとめ

今回はほぼ想定通りに、自動化したかった範囲を自動化することができました。

アプリケーションやサービスを組み合わせる場合には、実現可能な組み合わせの Recherche や、各アプリケーションやサービスの最低限の知識、繋ぎを助ける PowerShell 等スクリプトが必要になり、形にするまでには数週間から数か月は掛かってくるのではないかと思います。

また、業務のどの手順が人手を掛けるべきなのか（あるいは掛けないべきなのか）を再認識することはやはり重要で、習慣的に、当たり前に行っていた手順も、あらためて棚卸しすることに意味があると思います。その点を心掛け、より高い費用対効果を狙っていくようにするべきと感じました。

## Windows 10 リリースサイクルの変更

Windows 10 の最新バージョン、Windows 10 May 2019 Update (バージョン 1903) が 5 月末リリースされました。

ご存知の通り、Windows 10 から OS のメジャーアップデートという概念がなくなり、機能更新のアップデートを

行い、Windows 10 がどんどん進化していく更新方法となります。

この機能更新プログラム配信が複雑で「半期チャンネル (対象指定) Semi-Annual Channel (Targeted) : SAC-T」 = Windows 10 は常に最新の状態に保たれるものと「半期チャンネル (Semi-Annual Channel : SAC)」 = SAC-T より約 4 カ月の時差を持ってアップデートを行うバグフィックスされた安定版といったものがあり、機能更新の配信タイミングが異なります。

さらに、機能更新を行った Windows 10 にはバージョン (ビルド番号) が複数存在し、バージョンごとに 18 カ月または 30 カ月の品質更新プログラムのサポートが提供されますが、1 バージョンのライフサイクルが短い為、安定した Windows 10 を利用するためにはこまめにアップデートを行う必要があるなど、結構、負担が多いと思われます。

Windows 10 1903 バージョンから「半期チャンネル (対象指定)」が廃止され、半期チャンネルのみでの配信となるので Windows 10 のリリースサイクルが大きく変わります。

また、Windows Update 適用遅延機能が入り、更新タイミングを調整可能となったので、ダウンロード時の回線圧迫や作業中にいきなり更新されるという事を回避しやすくなるかもしれません。SAC-T が廃止されたことにより、先行してプログラム動作検証などを行うことが困難となりましたが、ソフトウェアのテスト環境「Windows サンドボックス」という仮想マシンで検証を行う機能で検証を進めることをマイクロソフトは考えているようです。仮想マシンを稼働させるための PC スペックが必用なので、検証を行うマシンは PC 買換えなどが必要となる可能性もあります。

なお Plaza-i は現在 1903 バージョンの検証が完了しております。

## Plaza-i EC システム連携運用例

### はじめに

平素より Plaza-i をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

Plaza-i を取り巻く環境は日々変化し続けていますが、その運用方法も多様化しております。その中で、Web サイト (EC システム) での注文を Plaza-i と連携したいというお声をよく耳にするようになってきました。

本稿では EC システムと Plaza-i の連携をこれから構築したい場合に、一つの軸となる考え方を紹介させていただきます。

### Plaza-i EC システム連携概要

業種・業態によって、EC システムにどこまでの機能を持たせるか、その役割範囲も多様多様です。

基幹システムとの連携という点においては、業種・業態が異なる場合であっても、一般的には次の流れとなります。

[1]受注データ連携

[2]受注後のフロー（請求～入金～出庫指示～出庫）

[3]マスター連携（得意先、商品他）

次項以降で、各処理段階について詳しく見ていきます。

## [1]受注データ連携

Web サイトで注文を受け、注文内容が確定したデータを基幹システムに出力、転送し、基幹システムはその受注データを受取り、取込みします。

Plaza-i は原則、ファイル連携方式となります。Plaza-i サーバ内に EC システム-DB 側からもアクセス可能な共有フォルダを設け、その共有フォルダを介して CSV などの外部ファイルを受信することで、連携します。

連携の頻度は、一日に一回とするのか、数時間に一回、数分置きに一回とするのか、それは日々の業務サイクルを基準として考えて、頻度を設定します。

Plaza-i では、標準機能で SOE 受注伝票外部データ取込機能を装備しています。取込みするデータレイアウト（ユーザデータ交換処理マスター）を業務要件に合わせて作り込む必要はありますが、取込みするデータレイアウトについても受注ヘッダ情報と商品明細情報を横一行に繋げたヘッダ明細横並び型や受注ヘッダで一行、改行して二行目以降に商品明細情報とするレコード識別型に対応、ファイル形式は CSV、固定長、TSV（タブ区切り）など、幅広いニーズに応えられるようになっています。

## [2]受注後のフロー

受注データを基幹システムに連携した後、Web 注文という性質から前受入金を前提とするビジネスが多いと思われるが、リピート顧客を主ターゲットとした専ら会員専用の EC 取引であれば、掛売りによる請求を行うパターンもあります。

前受入金の場合、Web サイト上でカード決済するケースや Web サイトにて指定された口座へ後日振込んでもらう方法、口座振替を利用する方法、または、商品の特性上、Web サイトと Web サイト外注文（E メール、電話、FAX）の併用を認めるケースでは、締め請求による月次請求書でまとめて請求するパターンも考えられます。

これら入金方法の違いによって、基幹システム側もそれぞれの入金方法に応じた対応が必要となります。

Plaza-i では、これらに共通する入金、消込の事実を ARS 入金伝票入力画面に入力していくこととなります。カード決済が EC 取引の前提となる場合には、カード決済専用のセットアップを行うことで、前述の SOE 受注伝票外部データ取込で受注データを取込む処理の中で、併せてカードによる入金伝票を自動で作成、消込処理まで実行することが可能です。

販売促進から顧客が web サイトを見て、欲しいときにすぐに購入できるように、プリペイド式に先に入金させる仕組

みとする場合には、過入金の入力方法も用意されています。口座振替にも対応しています。

通常は受注データ連携後の注文内容の変更はないはずですが、もし発生してしまった場合は、EC システムと Plaza-i の両システムを手動で変更します。

出庫指示、出庫処理は、基本的には EC システムと連携する前から行っている従来通りの Plaza-i 運用を、引き続き継続します。Web サイト側で商品の配送状況を知りたいという場合は、前述の受注データ連携にて EC システムの注文番号を Plaza-i へ連携し、出荷指示で当該 EC 注文番号を倉庫側へ連携、倉庫側は配送状況を EC システムへ送信するなどの工夫が必要になります。

## [3]マスター連携

EC システム側、基幹システム側の両方に持ち、日々新規登録が必要となる、いわゆるユーザマスターは、顧客マスターや商品マスターが代表的です。その他、納品先を意味する出庫先マスターや商品単価マスターも考えられます。

これらのマスターは、両方のシステムに手入力する方法と片側のシステムに入力したデータを、もう一方のシステムへ連携する場合の二通りが考えられます。

どちらのシステムを送信側、もう一方を受信側とするかはケースバイケースですが、考え方としてはマスターの属性情報（項目数）をより多く持つシステムを送信側、もう一方を受信側システムとします。そうすることで、多くのマスター項目を連携し、省力化を図ります。

Plaza-i に入力したマスターを EC システムへ連携する場合は、日々追加／変更したマスターデータのみを抽出する点に気を付けます。前回転送した日の時刻を起点として、それ以降に変更日付のログが記録されたデータを送信対象とします。

## おわりに

Plaza-i に焦点をあて EC システムとの連携をみてきましたが、EC システム側の業務要件に Plaza-i が必要になる場面もあります。例えば、Web サイトで購入したい商品を選択したとき、Plaza-i の販売単価決定ロジックを使い、Web サイトに単価表示したり、Web サイトに過入金の金額を表示したいといった場面です。EC システムを担当される会社様と協力し、実現方法を検討します。

本稿における運用は、運用を開始する前に十分な時間を取って、弊社コンサルタントによる基本設計、及び導入サポートを行う必要があります。

ご検討の際は弊社営業やコンサルタントまでお問合せください。

## II テスト自動化ツールで RPA

### テストと自動化

最近では当たり前のように耳にするようになった RPA (Robotic Process Automation: ソフトウェアによる定型業務の自動化)、過去にこちらのニュースレターで話題を取り上げたこともあります。「ソフトウェアによる定型業務の自動化」に相当する改善の取り組みは開発の工程にまさにそのものがあります。テスト自動化です。2019年7月現在、Plaza-i はリリース前に 400 件以上の入力操作をテストしています。当然ながら手動でこの件数を毎回正確に実行することは現実的ではなく、GUI テストツールを利用して Plaza-i の操作を記録して操作を自動化し、テストを実行させています。そのため社内には「ソフトウェアの決まった操作を」「繰り返し実行させる」環境が整備されており、この仕組みとテスト自動化の経験を生かして業務の改善にも取り組んでいます。

例えば、社内で Plaza-i を利用して Plaza-i テスト環境 (データベーススキーマ) を再作成する作業は、自動化したことで営業時間中の利用を止めずに夜間の負荷が少ない時間に実行が可能になりました。毎朝アプリケーションを起動して今日の日付を入力し、データ出力ボタンを押す、というような単純作業は自動化すれば入力ミスも作業忘れによるトラブルもなくなります。特に Plaza-i を利用した作業の自動化については、弊社内では Plaza-i のテスト実行環境をほぼそのまま活用でき、作業が手順書にルール化されている繰り返しの作業という自動化に適した業務があり、自動化へ取り組みやすい状況もあります。

### 自動化のチェックリスト

ただ、このように「自動化で業務を改善しよう!」と取り組んでいると、効率を上げる、生産性を高めるといふ本来の目的を忘れ、つい自動化すること自体が目的になりがちです。そのようなパターンに陥らないようにプロジェクト内では常に基本を確認し合うようにしています

自動化の前にそもそも本当に必要な作業なのか検討する。無駄な作業であれば自動化するよりもなくした方がいいのはもちろんですが、一度自動化すると保守自体のコストが発生し、廃止の際の抵抗・コストも大きくなる傾向があります。自動化して作業が見えなくなることで問題にも気付く難くなるため、自動化の前に十分検討します。

自動化に適した作業か対象を精査する。自動化する価値のある、定型の繰り返し行う作業かどうか、または作業手順を明確なルールで定義できるかどうかを確認します。定型外の例外処理をツールに実行させようとするとう指示する内容が複雑になりそこで手間やミスが発生します。繰り返し回数が少なければ、管理のコストの方が高む結果になりかねません。

安定して運用できる環境を用意できるか? 自動化したはいいが実行が失敗していることがあるのでは確認と失敗時のやり直し作業が発生し、機械で実行する品質の恩恵が受けられません。手間が変わらないのであれば自動化に対応した分、損になってしまいます。

自動化に適した手段・ツールを採用する。自動化と一言に言っても無数の方法があり、特に一度採用したツールには色々なことをやらせたくりますが、そのツールの特性と作業がマッチしていなければ追加でプログラムの実装や外部の作業が増えてしまいます。

自動化して現場の作業担当者が楽になるか、なったか? 非常に重要です。時間などでわかりやすく数字に表れる以外の負担軽減の効果を常に確認するようにしています。

### おわりに

自動化に取り組む場合、まずは現在の業務の確認、見直しを行った上で、対象業務を絞り込むことが不可欠です。作業時間の削減や通常の就業時間外の業務をなくしたいという目的で自動化を考える場合、是非 Plaza-i の機能の利用や運用の改善も選択肢の一つとしてご検討ください。

## II 貨幣の世界史

### 取引 = 帳簿の記録

筆者は、これまで過去の本ニュースレターにおいて、ジェイコブ・ソール著『帳簿の世界史』(2015年5月第3刷文藝春秋刊)と磯田道史著『武士の家計簿』(2003年11月16刷新潮新書刊)を紹介させて頂きました。そこで学んだことは、複式簿記で対象としている取引には原因と結果の貸借二面性が必ず存在することです。例えば、銀行から100万円借り入れたら、現預金が100万円増える「借方: 現預金100・貸方借入金100」のようになります。

### お金が私たちを形成している?

今回は、それら帳簿の対象となる取引・交換に使われ、多くの人に信用されているからこそ成り立つ貨幣の歴史、カビール・セガール著『貨幣の「新」世界史』(2018年10月15日早川書房刊)をご紹介します。本書籍の著者、カビール・セガールは、世界中25か国以上を訪れ、過去・現在・未来を通して貨幣を多元的に描いております。英語版の副題は「お金の豊かな一生、それはいかに歴史を通じて私たち人類を形成してきたか」となっています。

著者の問題意識は、「実はお金が様々な形で私たちの未来を形成し続けていることを知ってもらいたい」ということのようにです。筆者もこの一文を考えましたが、確かに、自分あるいは家族の未来を考える際には、必ず経済的観念 = お金のことが付きまといます。それは、医・衣食住等、今を生きる上で必須の物の他、趣味・嗜好・芸術等があったほう

が、人生が彩り豊かになることを知っているからでしょう。さらには不測の事態が起こった際にも、やはり交換手段であるお金があったほうが柔軟に対応できることを共有しているからです。少なくともある程度は、お金の算段がないと将来の計画を立てるのは難しいですね。

## 交換・尺度・保存、そして価値のシンボル

お金には3つの機能があるといいます。前述の①交換手段の他、②価値の尺度③価値の保存です。商売は、自社の製品・商品あるいはサービスについて、値決めを行い（価値尺度）、売買を行い（交換）、③価値を保存する＝お金を増やしているといえます。それを帳簿に付け、月末決算により、毎月のお金（資産・負債・資本・収益・費用・利益）の増減を把握します。

本書籍の著者は、お金の経済的な役割だけを見ると全体像が見えにくくなるといいます。そして視野を広げるために、お金は価値のシンボルと定義し、価値は何かの重要性や値打ちを意味するとしています。この価値のシンボルという定義を大前提に、お金を多角的な視点から論じています。本書籍は全3部で構成されます。

1部：精神（＝脳：なぜお金を使うのか？）

2部：身体（＝形態：お金とは何か？）

3部：魂（どのように使うべきか？）

今回のご紹介は1部：精神（なぜお金を使うのか？）にフォーカスいたします。

## なぜ人間はお金を使うのか？

これは結論から言うと、人類は生き残るために交換を行い、その交換を効率的に行うために貨幣が発明されたということです。人類を含むすべての生物は、エネルギーを必要とし、それが交換を促す大きな作用となっているそうです。つまり生き残る目的のために他の生物に依存するということです。生き残るために色々なものを交換し、お金もその一手段として発明されました。書籍著者は、交換の起源を求めて、まずはダーウィン『種の起源』のガラパゴス諸島を訪問し、生物の起源とされる海の生物も生き残りや繁殖のために多くの生物が依存しあっていることを知ります。例えばウミガメの甲羅に張り付いた寄生虫をベラという掃除魚が食べるといったように。さらには、人間の体内細胞や植物や昆虫の共生関係も生き残るために共生しています。風に花粉を運んでもらう植物もいますが、香りや色で昆虫を呼び寄せ、太陽の光合成によって生成された花蜜は糖・タンパク質・アミノ酸・酵素等、昆虫の大切なエネルギーであり、これは自然界の貨幣だといいます。多くの生物はエネルギーを蓄えようとします。クジラは長旅に備え、体内に脂肪を、鳥やリスは食べ物をタンス預金のように隠し、困ったときに利用します。まるで、前述の不測の事態に備える人間のようなのです。

貨幣はエネルギーの代用品として進化した可能性がある

そうです。例えば塩と香辛料のエネルギー交換のようによです。また狩猟採集の段階から進化して土地耕作、収穫物の保存ができるようになると消費量を生産量が上回り、余剰物には、象徴としての重要性が備わり、岩塩はミネラル以上の象徴となり、それが今度は豚や牛などの肉の消費量が増えるとその保存に岩塩が重宝されるようになります。

食べ物を増やすために必須のアイテムに進化し、そして塩は通貨になっていった。動物は塩をすぐに消費するが、人間は他に用途がないか考え、そうして物々交換に進化していきました。

## 分業が社会発展につながりやがて貨幣の発明に

協力⇒生き残りのチャンスが高まる⇒協力関係促進のため各自異なった分野の労働に特化⇒分業体制確立。例えば手斧を作成するための認識力と器用な手先が必要とされます。「脳の中で考え出した情報を具体化する能力（表象的思考能力）を手に入れたきっかけは、直立2足歩行だったのではないのでしょうか。足としての使い道がなくなった2本の手で道具を製作するようになると、それが最終的に心（表象的思考）の誕生につながったのだらう」といいます。また道具が高度に進歩して徐々に手斧も洗練されていきます。考古学上の記録によれば新しいほど徐々に刃が薄くなり、異なる原材料が使用されているのがわかるそうです。脳が表象的思考能力を備えると、手斧のように価値ある道具は交換の対象と評価され始めたといいます。手斧それ自身が貨幣だったのでは・・・と言う学者もいるそうです。それは、手では握りづらい大きな斧等が多く発見され、富・地位・家長としての権力の象徴だったのではと考えられています。

文明は脳の外側におけるシンボルの保管場所として定義され、やがて人間社会は神経回路のように広がり、道具のおかげで分散した社会に統一感が生まれたといいます。交換は社会的行為に発展、その結果、集団的な知性が創造されたといいます。抽象的な思考を大きな社会全体で具体化する能力です。筆者は、例えば都市開発などがそれにあたるのではないかと考えます。

ここで書籍著者は、お金誕生に必要な協力と表象が揃ったといいます。協力したほうが生き残りのチャンスが増えることを人類が学び、生き残りとい生物学的な目標の達成を促す象徴と社会的な道具の創造につながります。

## 脳とお金の関係

思考を整理して、行動を促すのは脳であり、お金のシンボルも脳で想像され、解釈されます。お金に関する決断をどのように下し、それがどう人生を形成していくのか？経済学では人間がホモエコノミクスは合理的な人間で、自己中心的な決断を信条とすることを学ぶ、生き残りのチャンスが最大化されるからです。お金は多様な価値を抽象化したもので、進化本来に直接役立ちはしないが、生存に欠かせないものとして脳に刻まれているといいます。神経学者

は「我々が生活のレベルを維持し、世界で生命体としての立場を守るための手段として、貨幣は象徴的な存在になっている」と語っています。

金融の未来について知りたくなるのも生存に役立つからとっています。しかし、過去にバブルと言われて弾けた2008年サブプライムローンに端を発した金融危機がなぜ防げなかったのかというと、ケインズの「人間は頭の中で考えて冷静に行動するよりは、むしろ衝動に突き動かされる」を引用しています。そこからさらに認知バイアスや潜在意識の話に触れられます。また、意思決定の際の利得と損失への対応への反応は異なるというのが紹介されます（プロスペクト理論）。これは、危害やコストを最小限に抑えると生き残りのチャンスが増すというもので、これが無視できないといます。コイントスを例にあげ、20ドルを失うか、22ドル手に入れる、負けた時より勝った時のほうがお金は増えるが、多くの人はこの額では賭けの実施を拒み、賭けを受け入れる額は、平均では勝った時の額が40ドルだったといます。損失と利益の評価は分かれ、株式相場でも強気より弱気相場のほうが株価は不安定になるそうです。

またある行動経済学者は、企業の財務担当者が税金・給与・研究開発と目的ごとに資本を分類している通り、ほとんどの人は実は、安定した収入やリスクキャピタル等を分けていると指摘します。人間はお金を用途別に管理する、つまりはお金をすべて平等に管理しているわけでないことを経済学者も知るべきと指摘します。

一方で、脳に興味深いのは、コカインを摂取した人の脳と、お金が手に入る可能性＝投資が利益につながりそうな人の脳の活動を研究した結果では、区別がつかないといえます。パチンコやスロットで当たりそうな状況の脳内も同じようになっているのかもしれませんが。お金が手に入りそうなことを期待するだけで、ドラッグに劣らず、大きな刺激を得られるということです。

## もう一方のルーツ貨幣の起源は債務

物々交換がお金の前身と考えてきましたが、もっと前から広く普及していた金融が債務であると指摘します。

古代メソポタミアではすでに利息付融資が存在する記述が残っているそうです。ドルが連邦準備銀行の負債とみなされる通り、人類にとって貸し借りがいかに大切な行為だったのか理解できるといいます。大切にしてきた理由として、金銭義務とともに社会的な義務も伴うためというのは正しい指摘でしょう。

物々交換貨幣起源説の反対論者は、貨幣と債務は全く同じもので、貨幣は債務の手段にすぎないといえます。神殿や宮殿や有力者の家で働く人たちは、銀や大麦の商品価格に基づいて融資の金額を計算し、ビールのつけ払いも古い習慣で古代メソポタミアでは普及していたといえます。債務は貨幣より、先行あるいは同時に発達した結論に達し

ているそうです。

## 最後に

カビール・セガール著『貨幣の「新」世界史』（2018年10月15日早川書房刊）を基に取引（交換）結果としての仕訳の元、貨幣その歴史について紹介させていただきました。

本書の読前は、お金が全てではないと強く考えておりました。読後は、「お金が未来を形成する」という一文から、少なくとも大きな部分を占めると言えそうです。お金（未来）についての考えを整理する意味でも一読してみたいかがでしょうか。

## II 短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の加入

### はじめに

平成29年4月から、500人以下の企業でも、労使合意により、一定の要件を満たす短時間労働者の方は社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入できるようになりました。対象の方が加入することで、傷病手当金や出産手当金の支給など生活に伴う保障を受けられるメリットもあります。今回は短時間労働者の社会保険加入制度についてご紹介します。

### 対象者

勤務時間・勤務日数が通常の労働者の4分の3未満で、次の4つの要件を満たした方が対象となります。①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金8万8千円以上、③雇用期間が1年以上見込まれること、④学生でないこと。①、②については、就業規則、雇用契約等で定められている労働時間、それに基づいて算出された賃金となります。

### 対象の事業所

次の事業所が対象となります。①厚生年金保険の被保険者数501人以上の企業に属する事業所、②厚生年金保険の被保険者数500人以下の企業に属する事業所で、労使合意を行った事業所。労使合意とは、同意対象者（\*1）の2分の1以上と、事業主との間で、短時間労働者が社会保険に加入について合意することです。②の事業所の加入手続きにあたっては、任意特定適用事業所申出書と同意書の添付が必要となります。実際の申請については日本年金機構HPをご確認をお願いします。申出書、同意書の記入例やQ&Aも掲載されています。

\*1 厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者、短時間労働者

### おわりに

様々な働き方が選択されている中で、制度も少しずつ変

化しています。制度を見直してみると、自社の制度や従業員の働き方にマッチしたものが見つかるかもしれません。

## II 家計簿アプリで不正を検知

### はじめに

読者の皆さまは家計簿アプリをご存知でしょうか。

存在は知っているという方は多いと思いますが、利用もしているという方はまだ少ないのではないのでしょうか。

今回は筆者が家計簿アプリを利用していたことでカードの不正利用に気づき、不利益を回避できた事例などを2つご紹介したいと思います。

### 家計簿アプリとは

まず家計簿アプリとは、クレジットカードや口座(銀行口座、証券口座)、ショッピングサイト、プリペイドカードなどを連携することで自動的に収入・支出を記録し、家計簿を自動作成してくれるアプリです。

『マネーフォワード ME』、『Moneytree』、『Zaim』などが特に有名です。(筆者はマネーフォワード ME を利用しています。)

連携サービスによっては即時、そうでない場合でも翌日程度に入出金の記録がされます。

スマートフォンのアプリでは入出金件数の通知があり、通知の確認処理を行うことができます。月末月初の口座振替が集中するときには数十件程度の通知がありました。

### ある日突然、覚えのないカード利用・・・

ある日、溜め込んだ入出金の一覧を確認していると身に覚えのない利用明細があります。

「VISA 海外利用〇〇 ×××× ¥-4,500」

その日付にカードで買い物をした覚えはないですし、海外に行った覚えもありません。

「××××」を調べたところなんとアメリカの楽器用品店でした。

Amazon で購入したものが海外からの発送だったのかと思い、注文履歴を調べましたが、該当するような注文はありません。クレジットカードの利用明細をチェックしましたが、その時点では入出金明細以上に詳しい情報は分かりませんでした。

カードが不正に利用されたのだと気づき、急いでクレジットカード会社に連絡し、現在利用しているカードの停止と再発行を依頼しました。

クレジットカードの利用速報はメール通知されるようにしていましたが、メルマガや会員登録なども同じアドレス宛てにしていたため、普段からメールを見る習慣がなく、

家計簿アプリを利用していなかったら、金額によっては請求時にも気づかなかった可能性もありました。

### 通帳代わりに

クレジットカードの履歴・銀行口座の通帳明細・ショッピングサイトの注文履歴がアプリでは入出金一覧として確認することができます。前述の不正利用に筆者の落ち度は少なかったと信じていたのですが、それ以外にも一覧を確認することで、入社したての時に加入したクレジットカードの年会費(一度も使っていません)、最近加入したクレジットカードの ETC 利用料(車は所有していません)という無駄な支払に気が付くことができました。

口座振替に設定していたため、通帳記帳をサボると、どんなものに支払を行っているのか気づきにくくなっていたのでした。

### 入出金履歴を集約

家計簿アプリであれば、カードの利用や銀行口座からの引落といったお金に関わる情報だけを知らせてくれるので、自動で家計簿を作ってくれるという用途だけではなく、支払が行われたことを通知してくれるという側面もあります。家計簿自動化という利便性だけではなく、支払通知の集約化として不正に・不要に支払いが行われていないかの監視として非常に有用なツールだと感じました。

### 財務諸表にミクロの分析を

Plaza-i も規模は違えど、最終的に企業の帳簿を作るということには変わりありません。売上や粗利益だけではなく、販管費を細かく見直すことも重要です。たとえば月次推移財務諸表照会をご利用いただくと、勘定科目の月別(あるいは会計期間別など)の増減を確認することができます。さらに勘定集計グループの内訳明細区分という機能を使うことで、特定費用科目の取引先別の増減を確認することができます。

なぜこの支払先に支払が発生したのか、なぜか支払を続けてしまっているものなど、会社の家計簿を見直すのにとっても便利な機能です。

ご利用を検討される場合は弊社コンサルタント(内線72)、または HP(<https://www.ba-net.co.jp/contact/>)までご連絡ください。

## II Plaza-i 最新バージョン情報

2019年7月25日現在までリリースしております、最新のPlaza-iバージョン情報をお知らせ致します。

・Plaza-i.NET V2.02.06.09

## II 仮想通貨の税務上の取扱いについて

### 1. 始めに

仮想通貨の税務上の取扱いについては従来から明確な規定は無く、平成 30 年 11 月に国税庁から公表された「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて (FAQ)」においてわずかに取扱いが示されているにすぎませんでした。令和元年税制改正において仮想通貨に関する法整備を行い、法人税と所得税の取扱いが明確化されました。

### 2. 法人税

#### (1) 会計上の取り扱いについて

平成 28 年に資金決済に関する法律が改正され、仮想通貨が定義された上で、仮想通貨交換業者に対して登録性が導入されました。それを受けて、平成 30 年 3 月に企業会計基準委員会 (ASBJ) により「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取り扱い (実務対応報告第 38 号)」が公表されました。

この実務上の取り扱いにおいては、活発な市場が存在する仮想通貨は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用することが想定されるため、期末における市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とすることになりました (実務対応報告第 38 項)。

#### (2) 法人税の取り扱いについて

法人税における仮想通貨の評価方法等について、時価法を導入する等の制度が創設され、会計と同様の取扱いとすることが明らかにされました。

#### 【具体的な内容】

項目	内容
期末評価	活発な市場が存在する仮想通貨については時価評価 (注1)
譲渡損益の計上時期	譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上
譲渡原価の計算方法	一単位当たりの帳簿価額の算出方法 (注2) ⇒移動平均法又は総平均法による原価法 (法定算出方法：移動平均法による原価法)
未決済の信用取引等	事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上

(注 1) 仮想通貨について公表された当該事業年度終了の日における最終の売買の価格

(注 2) 通貨の種類ごとに算出方法を選定。税務上の法定算出方法は移動平均法のため、会計上総平均法を採用

している場合は届出が必要

#### 【適用時期】

平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用

#### 【経過措置】

平成 31 年 4 月 1 日以前に開始し、かつ同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合には、期末評価と未決済の信用取引等については適用しないことができます。

### 3. 所得税

個人の所得税での取扱いについては、平成 30 年 11 月に国税庁から公表された「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて (FAQ)」において取扱いが公表されておりましたが、令和元年税制改正において所要の整備が行われました。

#### 【所得区分】

原則的には雑所得となります。

仮想通貨の売買を生活基盤とし、反復・継続的に取引が行われているような場合は事業所得となります。

#### 【仮想通貨売却時の必要経費算定方法】

移動平均法又は総平均法による原価法 (注)

(法定算出方法：総平均法による原価法)

(注) 通貨の種類ごとに算出方法を選定。税務上の法定算出方法は総平均法のため、移動平均法を採用する場合は届出が必要。

法人税の法定算出方法が移動平均法であるのに対し、所得税は総平均法であることについては、個人の場合は法人に比して取引頻度が少なく、簡便的に金額算定できることができるように配慮しているためと思われる。

従って、個人の場合で移動平均法の方が特に有利と判断される場合は届出を行い、移動平均法を採用するケースもあり得ると考えられます。

#### 【期末時価評価】

時価評価課税なし (法人税と異なる)

#### 【適用時期】

平成 31 年分以後の所得税から適用

#### 【経過措置】

特になし

### 4. 終わりに

法人においては、評価益が計上されるケースではキャッシュインが無いにも関わらず法人税が課税されることになります。

また譲渡損益の計算においても会計上の算出方法を確認するとともに、税務上の届出が必要になるかどうかを確認することが必要となりますので、ご留意下さい。



## II 譲渡制限付株式を活用した株式報酬制度の事例

### 1. はじめに

平成 28 年度及び 29 年度税制改正において、役員給与の損金不算入制度の見直しが行われています。そのうちのひとつとして、役員に対する一定の譲渡制限付株式（いわゆる「リストラクテッド・ストック」、以下「RS」という。）が、事前確定届出給与の範囲に含まれることとされ、損金算入の対象になったことが挙げられます。税制改正から約 3 年が経過し、RS を役員に対するインセンティブ報酬として導入する企業が増えています。新聞報道（2019 年 5 月 28 日日本経済新聞朝刊）によれば、上場企業の約 42%（約 1,500 社強）が、役員に株式で報酬を渡す制度を導入しており、そのうち RS を導入している企業は約 600 社であり、RS に限れば前年比 1.7 倍という勢いで増加しています。一方、従来からあるストックオプション制度については、株価下落が直接的な損失につながらず経営のインセンティブになりづらいことが敬遠されているとされ、その導入数は低調となっているようです。

### 2. インセンティブ報酬の一類型としての RS

RS とは、譲渡制限を付した株式を事前に交付し、勤務の状況に応じて当該制限を解除する株式報酬制度において交付されるその株式のことをいいます。RS は下記の要件をすべて満たすものをいいます。

- ①一定期間の譲渡制限が設けられていること
- ②法人により無償取得（没収）される事由（無償取得事由）が定められていること
- ③役務提供の対価として役員等に生じる債権の給付と引換に交付される株式等であること

役員が交付を受ける株式が、役務提供を受ける法人又はその関係法人が発行する適格株式（内国法人又は関係法人が発行する株式で、市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式をいいます。）である場合には、事前確定届出給与の対象となる交付物に該当することから、その交付した株式を役員給与として損金の額に算入することが可能となります。

### 3. 役員退職金としての活用事例

IR 情報をみると、今年の株主総会から RS を導入する企業が多数存在します。各社の IR 情報から譲渡制限期間、譲渡制限の解除条件（上記 2.①）及び無償取得事由（上記 2.②）を確認すると、役員退職金として活用し、中長期的な株価の上昇に貢献することを目的としたインセンティブ制度として活用していることが伺えます。ここでは役員退職金として活用している一例をご紹介します。以下、譲渡制限期間を「A」、譲渡制限の解除条件を「B」、無償取得事由

を「C」として記載します。

#### 【京セラ】

- A…2019 年 7 月 25 日から 2049 年 7 月 24 日までの間
- B…取締役については最初に到来する定時株主総会の開催日まで（中略）継続して、取締役（中略）の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。その他任期満了等正当な理由による退任時。
- C…譲渡制限期間の満了時点、又は、任期満了等正当な理由による退任の直後の時点において、譲渡制限が解除されていない割当株式を無償で取得する（退任の場合に譲渡制限の解除対象となる株式数は、合理的な方法によって計算した株式数とする）。

#### 【積水ハウス】

- A…2019 年 6 月 13 日～2049 年 6 月 12 日
- B…取締役等が譲渡制限期間中、継続して、取締役（中略）の地位にあることを条件として、割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。その他任期満了等正当な理由による退任時。
- C…上記「C」と同様。

#### 【テレビ朝日 HD】

- A…2019 年 7 月 23 日～2049 年 7 月 22 日
- B…割当対象者が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、譲渡制限を解除する。その他任期満了等正当な理由による退任時。
- C…上記「C」と同様。

## 4. 法人と個人の処理

上記のような活用方法によれば、役員個人は退任によって譲渡制限が解除された株式について退職所得として取扱われ、RS を導入した法人側では、その交付した株式が譲渡制限解除時に役員退職金として損金算入されます。これは法人側の損金算入時期が「給与等課税額が生じることが確定した日」と規定され（法人税法 54 条 1 項）、この確定日は「無償取得をしないことが確定した日」として解されているからです。上記の例では、いずれも「譲渡制限解除日＝無償取得しないことが確定した日」となっています。

## 5. 譲渡制限期間の満了日

国税庁は譲渡制限期間の満了日（譲渡制限解除日）を「〇月〇日」といった確定した日付ではなく、退任日とした株式も特定譲渡制限付株式に該当するとした文書回答事例を公表しました（回答年月日：2019 年 6 月 25 日 <https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/bunshokaito/hojin/190625/index.htm>）。今後は、譲渡制限期間の満了日を退任日とする制度設計が増えていくものと思われます。